

『消したかな』あなたを守る合言葉 11月9日(火)～15日(月) 秋の火災予防運動

消防本部警防課 ☎60-0177

火災の発生しやすい季節がやってきます。火災は、尊い人命や大切な財産を一瞬のうちに奪い去ります。もう一度ご自宅の出火危険や避難方法などを確認し、火災を発生させないよう『火の用心』をお願いします。



■住宅火災 いのちを守る7つのポイント!!

★3つの習慣★

寝たばこはしない。

ストーブは、燃えやすいものから離れて使用する。
ガスコンロの使用中は、その場を離れない。

★4つの対策★

住宅用火災警報器を設置する。

家具や衣類などは、防災製品を使用する。

住宅用消火器などを設置する。

普段から隣近所の協力体制をつくる。

11月9日は『119番の日』 ダイヤル119はあわてずに!!

消防署 ☎60-0119

『ダイヤル119』は、緊急時の番号です。普段の生活の中ではあまり使わない、またできれば使いたくない番号ですが、いざというときに備え、落ち着いて正確な通報ができるよう心がけましょう。



■119番通報メモ

- ①火事ですか？救急ですか？
- ②住所は？
- ③お宅の名前は？（お店の名前は？）
- ④何が燃えていますか？
（だれが倒れましたか？）
- ⑤目標となる建物は何ですか？
- ⑥あなたのお名前は？
- ⑦あなたの電話番号は？

※家庭ではいざというときに備えて、電話の前などにこのメモをはっておきましょう。

第5回建築展

(社)神奈川県建築士事務所協会県西支部 ☎0460-82-5437

◆日時 11月13日(土) 10:00～20:00

11月14日(日) 10:00～19:00

◆会場 小田原ダイナシティウエスト（ロビンソン百貨店）1階

◆内容 建築無料相談（新築、増改築、住宅耐震相談など）、建築設計作品展示、建築セミナー、住宅の安心・安全・お役立ちに関連する展示、無料アトラクション（ペーパークラフトで街並みづくり、楽しいぬり絵）

11月は不法投棄撲滅強化月間 ～不法投棄をしない!させない!ゆるさない!～

環境課 内線551～553

ごみの不法投棄は社会的な問題となっています。本町でも平成21年度の不法投棄パトロールなどで、33か所、4.8トンの不法投棄が確認されました。

ごみは自分の前からなくなれば良いのでしょうか…。山の中、海岸、川の中、果てには人の家にまで…。自分の家に捨てられたときのことを考えてみてください。

あなたはそれでもごみを不法投棄しますか。

また、不法投棄をしている人や不法投棄物を見かけたときは、役場環境課またはお近くの警察までご連絡ください。

設置しましたか？住宅用火災警報器！

消防本部警防課 ☎60-0177

逃げ遅れによる住宅火災の事故を防ぐため、消防法令が改正され、『すべての住宅や集合住宅』に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。既存住宅への設置期限は平成23年5月31日までとなっており、残り7か月を切りました。大切な家族、財産を火災から守るため住宅用火災警報器を設置しましょう。

【設置場所】

すべての寝室と2階以上に寝室として使用する部屋がある場合は階段の上部



☆設置の効果（湯河原町消防本部管内での実例）

電気ストーブに洗濯物が落ちて煙が上がりましたが、住宅用火災警報器が作動して、火災を未然に防ぐことができました。